

燕市営住宅条例の一部改正について

燕市営住宅条例（平成18年燕市条例第160号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市営住宅条例の一部を改正する条例

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「もの」の次に「並びに公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型) 燕市営特定公共賃貸住宅条例(平成18年燕市条例第161号)第2条第1号に規定する市営特定公共賃貸住宅について、低額所得者に賃貸するために用途の変更を行ったものをいう。

第6条第1項第1号中「親族」の前に「者がある場合にあつては、その者が」を加え、「第4号及び第13条において」を「以下」に、「があること」を「であること」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号から第3号まで」を「前項第2号及び第3号」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項中「前条第1項第1号から第3号まで」を「前条第1項第2号及び第3号」に改め、同条第2項中「(老人等にあつては、同項第2号から第4号まで)」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

別表第1の1の表を次のように改める。

名称	位置
栄町団地	燕市小牧294番地
緑町団地	燕市小関1427番地
新生町団地	燕市新生町132番地
花園町団地	燕市花園町2番
長所団地	燕市長所946番地32・946番地46
宮裏団地	燕市吉田新田町12番

西太田1号団地	燕市吉田西太田307番地1
東栄町団地	燕市吉田東栄町47番
桃山団地	燕市吉田3687番地・3720番地1
粟生津団地	燕市粟生津107番地2
吉田文京団地	燕市吉田文京町17番11号
吉田旭町団地	燕市吉田旭町四丁目10番8号
南吉田駅前団地	燕市吉田西太田734番地
吉田水道町団地	燕市吉田水道町3番13号
泉新団地	燕市泉新374番地6
興野団地	燕市分水学校町一丁目10番
あけぼの団地	燕市分水あけぼの一丁目1番地30・1番地58

別表第1の2の表を次のように改める。

名称	位置
栄町団地集会所	燕市小牧294番地
緑町団地集会所	燕市小関1427番地
新生町団地集会所	燕市新生町132番地
花園町団地集会所	燕市花園町2番1号
桃山団地集会所	燕市吉田3687番地
燕市営栄町共同浴場	燕市小牧311番地2
燕市営緑町共同浴場	燕市小関1427番地

別表第2中「団地名」を「名称」に改め、同表に次のように加える。

吉田水道町団地	2,500円
---------	--------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。